

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和2年6月23日

鹿児島県知事 三反園 訓 殿

住 所 鹿児島県伊佐市大口原田 643

氏 名 大口酒造株式会社 代表取締役 向原英作
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0995-22-1213

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大口酒造株式会社
事業場の所在地	鹿児島県伊佐市大口原田 643
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業、中分類：飲料・たばこ・飼料製造業 小分類：蒸留酒・混成酒製造業
② 事業の規模	前年度の製品出荷額：42億円
③ 従業員数	112名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	処理業者に委託し、飼料化、肥料化

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別添：管理体制			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (H30 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸(焼酎粕)	汚泥
	排 出 量	14,273 t	88 t
	(これまでに実施した取組) 焼酎粕の畜産リサイクルに取り組んでいる。 令和元年度に排出した焼酎粕のうち、畜産の飼料として処理したものが77%、肥料処理が23%であった(委託)。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸(焼酎粕)	汚泥
	排 出 量	14,000 t	80 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き畜産リサイクルに取り組む。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度 (R1 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸(焼酎粕)	汚泥
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸(焼酎粕)	汚泥
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度 (R1 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸(焼酎粕)	汚泥
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 実績なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸(焼酎粕)	汚泥
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 予定なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度 (R1 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸(焼酎粕)	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 埋立や海洋投入での処理は実施していない。		
	②計画		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度 (R1 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸(焼酎粕)	汚泥
	全処理委託量	14,273 t	88 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	88 t
	再生利用業者への処理委託量	14,273 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 畜産リサイクルに力を入れている。		

(第5面)

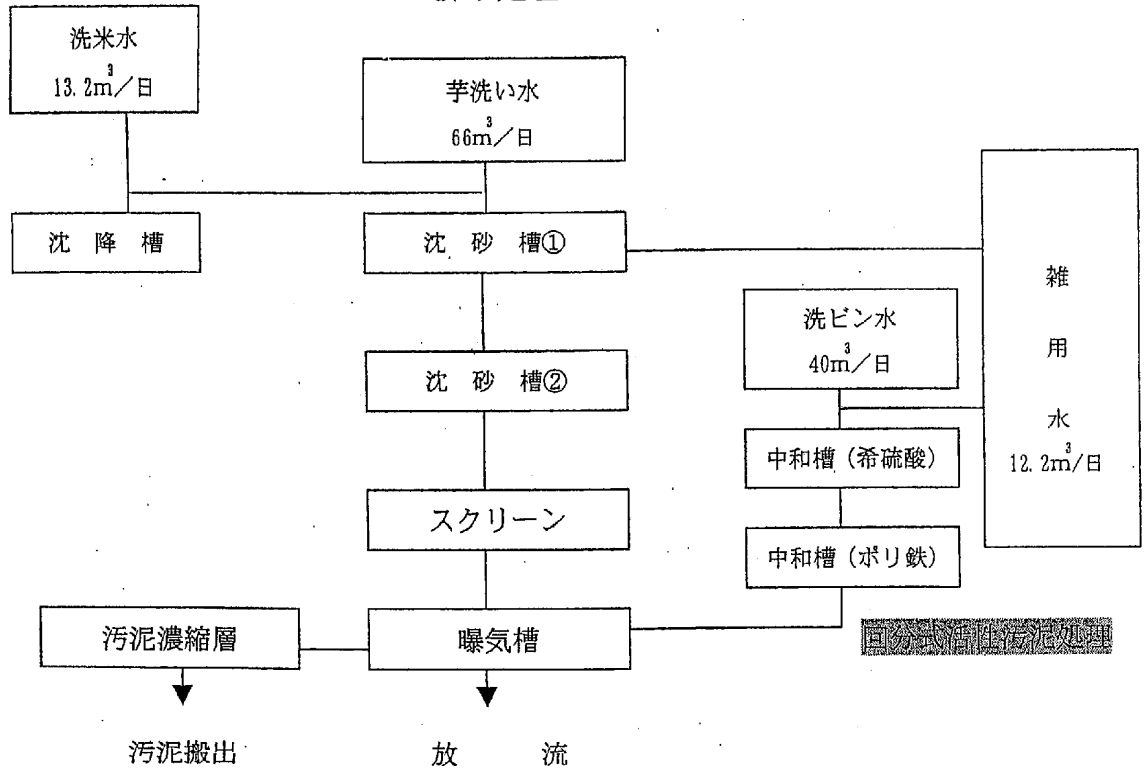
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸(焼酎粕)	汚泥
	全処理委託量	14,000 t	80 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	80 t
	再生利用業者への 処理委託量	14,000 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も畜産リサイクルでの処理委託に力を入れていく。		
※事務処理欄			

(第6面)

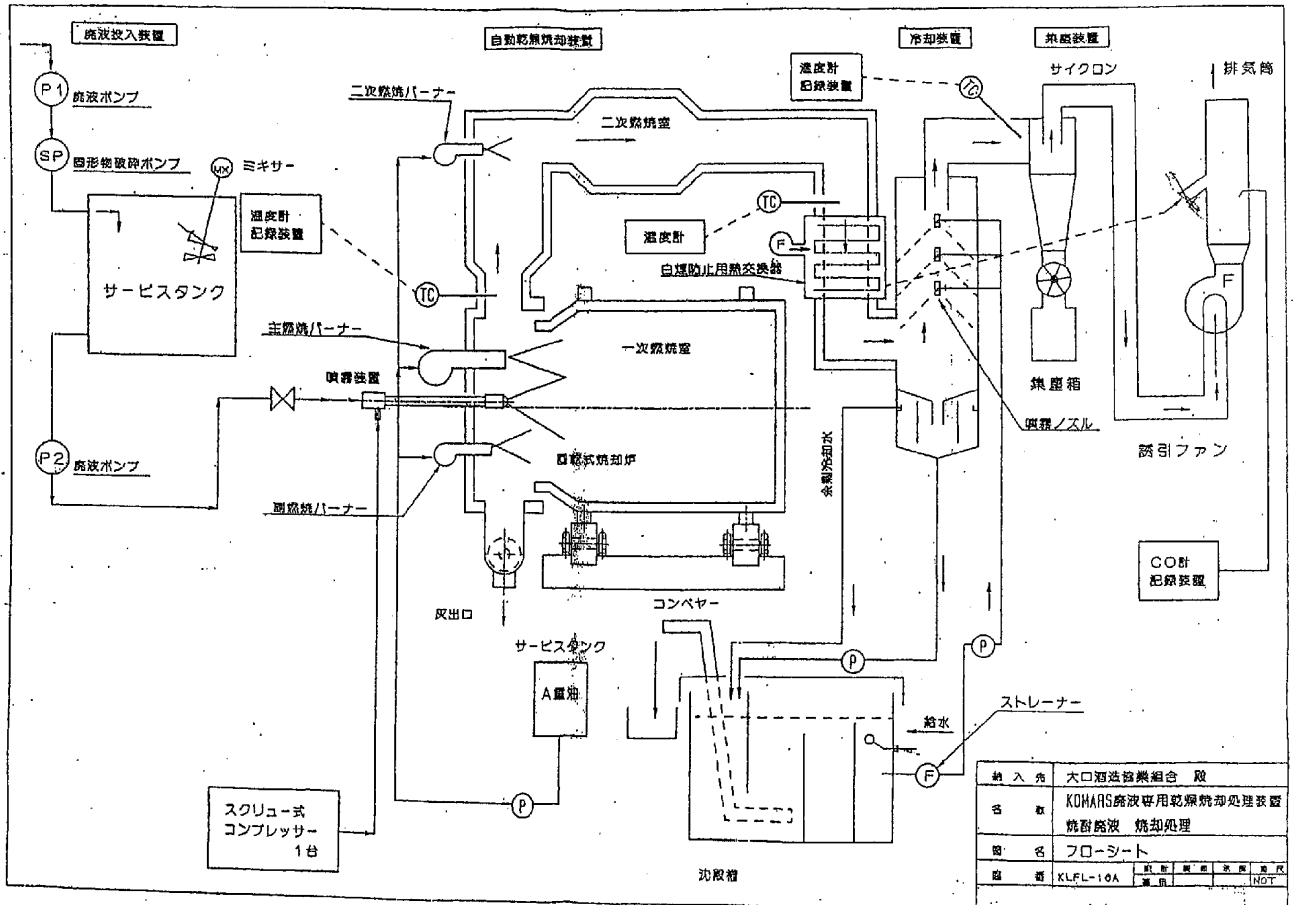
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

排水処理フローシート



焼却施設フローシート

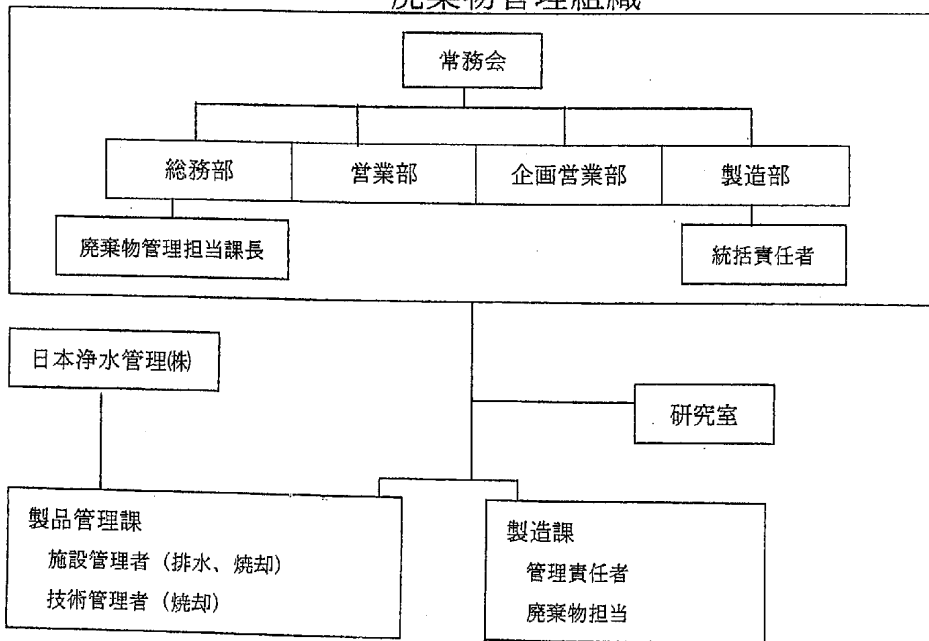


納入先	六〇酒造株式会社 殿		
名称	KOMARS 磨波専用乾燥焼却処理装置 焼却磨波 焼却処理		
図名	フローシート		
図番	KLFL-10A	製図	NO.1

管理体制（廃棄物処理に関する管理組織等）

統括責任者	緒方 新一郎 製造部長
廃棄物担当	公害防止管理者 4名 廃棄物処理施設技術管理者（焼却） 1名
外部委託	日本浄水管理(株) 鹿児島市七ツ島1丁目2番15号 TEL 099-261-7500
役割	<p>廃棄物処理統括責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の策定 ・工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	<p>廃棄物管理担当課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ・特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ・監督官庁への各種報告 ・社員に対する教育・啓発 ・その他関係する事項
	<p>委託管理（水処理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造期間を重点的に月1回～3回 年24回の巡回運転管理指導 ・2ヶ月に一度の水質分析 ・構造等の改良及び変更等の指導

廃棄物管理組織



管理方針

(1) 廃棄物の処理

① 法令の遵守等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。

② 排出業者の処理責任

発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。

③ 廃棄物処理の取り組み

廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施する。

ア. 再生利用 資源化、(飼料・肥料)利用を推進する。

イ. 中間処理 CO、ダイオキシンの削減に努める。

ウ. その他 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

④ 教育・研修等

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行なう。

⑤ 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生や処理状況について情報の公開に努める。

(2) 環境全般

経営理念の一つ「地域に貢献し、地域に愛される企業をめざします。」を踏まえ環境の継続的な改善を推進する。

① 環境関連の法令及び会社が定める規定等を遵守し、環境の改善に努める。

② 当工場の環境に関する対策として、次のことを推進する。

ア. 地球温暖化防止に努める。

イ. 環境汚染防止と資源有効活用をめざし、産業廃棄物の削減と再利用を推進する。

ウ. 製品の生産・販売にあたっては、輸送上の安全並びに製品が廃棄物になった場合の環境への影響に配慮する。

③ 環境保全活動の推進、環境汚染の防止及び、その他の環境負荷の低減に努める。